

消費者庁

表6-4 消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyou.html) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事後評価

表6-4-(1) 実績評価方式により事後評価した政策

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------------|--|
| 1 | 消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整 | <p>【改善・見直し】</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○ 消費者安全法第13条に基づき消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を取りまとめることに当たり、各省庁に対し、要請内容の実施状況についてのフォローアップを実施（平成23年2月公表）</p> |
| 2 | 消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <p>○ 平成23年度予算要求額：198百万円 [22年度予算額：215百万円]</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者団体訴訟制度広報資料作成」について、印刷部数を減少することとし、印刷費や梱包・送料のコストを削減 ・ 「公益通報・相談処理に係る研修・意見交換会」及び「公益通報関係者別説明会」について、見直しにより共同実施することとし、「公益通報者保護制度に係る行政機関職員研修会及び関係者説明会」として新規要求 ・ 「消費者教育ポータルサイトの拡充」について、縮減 <p><機構・定員要求></p> <p>○ 集団的消費者被害救済制度の創設及び国際的な連携の推進を図るため、平成23年度機構・定員要求において増員を要求 (機構要求：企画官(被害者救済)の設置) (定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス2名、係長クラス5名、一般職員1名)</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○ 「消費者基本計画」について、重要課題ごとの施策の実施について工程を明確化する(平成22年9月公表)など、各施策の着実な実施に</p> |

| | | |
|---|-----------------|---|
| | | <p>向けた取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団的消費者被害救済制度について検討を行っているほか、消費者委員会「集団的消費者被害救済制度専門調査会」（平成22年10月開始）の議論に協力 ○ 消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立するため、「消費者教育推進会議」を開催（平成22年11月開始） |
| 3 | 個人情報保護に関する施策の推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度予算要求額：49百万円 [22年度予算額：51百万円] <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報保護法制度内容等に関する情報提供及び啓発」について、一部削減（執行状況を反映、事業の重点化） <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 分かりやすいリーフレットを作成して配布するなどの、個人情報保護法説明会の内容面の充実 |
| 4 | 一元的な消費者情報の集約・分析 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度予算要求額：112百万円 [22年度予算額：161百万円] <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「財産被害情報に関する消費生活相談実務者等との意見交換会開催」について、電子メール等の活用により、予算執行の必要な会合は必要最低限に努めつつ、財産被害分野の情報の分析にあたり、引き続き実施 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「情報検討ネットワーク検討会」において、ネットワークメンバーと消費者庁との間で電子掲示板を開設し、検討会を効率的に運営（平成22年10月） ○ 庁内で「財産事案情報検討会」を開催し、事故情報の効率的な分析のための手法の検討（平成22年7月以降20回開催） ○ 分析技術の向上のため、テキストマイニング等の導入を検討（平成23年1月以降） |
| 5 | 地方消費者行政の推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度予算要求額：241百万円 [22年度予算額：286百万円] <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者ホットラインの運営」について、本格運営による各種経費の正確な把握などを踏まえ、削減（執行状況の反映、コスト削減） <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的な地方の関係者との意見交換等の実施及び政務三役をはじめとする消費者庁幹部による地方自治体首長への働きかけの実施 ・ 「地方消費者グループ・フォーラム」（全国8ブロック）の開催を通 |

| | | |
|---|-------------------|--|
| | | <p>じ、地域で消費者問題に関わる団体・グループの交流を促進（平成23年1月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者行政ブロック会議」（全国6ブロック）の開催を通じ、地方自治体との連携を強化（平成22年10月以降） ○ 「地方消費者行政活性化基金」の見直し及び説明会の開催などを通じた周知の徹底（平成22年8月以降） ○ 「地方消費者行政推進本部」において、相談体制の充実・消費生活相談員の処遇改善を図る際の制度的な課題の整理（平成23年1月） |
| 6 | 消費者の安全確保のための施策の推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度予算要求額：318百万円 [22年度予算額：451百万円] <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の分析・原因究明の強化等を図るため、平成23年度機構・定員要求において増員を要求 (機構要求：参事官（情報解析、原因究明）、参事官（重大事故・製品事故対応）、企画官（食品安全）の設置) (定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス5名、係長クラス8名、一般職員9名) <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故情報データバンクの参画機関を12機関まで拡充（平成22年12月） ○ 消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づき収集された事故情報についての公表方法を改善（製品起因であるかを特定できなくても事業者名公表を積極的に実施等）（平成22年9月以降） ○ 医療機関から消費者の事故の情報を収集するために、医療機関ネットワーク事業を実施（平成22年11月） ○ 事故情報が消費者庁へ幅広く迅速に収集されるように、総務省消防庁及び警察庁へ協力を要請（平成23年2月） |
| 7 | 消費者取引対策の推進 | <p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度予算要求額：383百万円 [22年度予算額：358百万円] <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定商取引に関する法律等の厳正な執行に係る体制の強化を図るため、平成23年度機構・定員要求において増員を要求 (機構要求：統括消費者取引対策官（企画官クラス）の設置) (定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス6名、係長クラス8名) |
| 8 | 物価対策の推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定める「物価担当官会議申合せ」を改正（公共料金等を新規に設定する場合にも消費者庁へ協議）（平成23年3月） |
| 9 | 消費者表示対策の推進 | <p>【改善・見直し】</p> |

| | | |
|----|-----------|--|
| | | <p><予算要求></p> <p>○ 平成23年度予算要求額：150百万円 [22年度予算額：75百万円]</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法違反事件調査について、印刷経費を見直し、減額 <p><機構・定員要求></p> <p>○ 景品表示法の執行体制の強化を図るため、平成23年度機構・定員要求において増員を要求 (機構要求：上席景品・表示調査官(企画官クラス)の設置) (定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス3名、係長クラス8名)</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○ 消費者庁、公正取引委員会及び都道府県との間の連携を図るため、連絡会議を開催(平成22年12月以降)</p> |
| 10 | 食品表示対策の推進 | <p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <p>○ 平成23年度予算要求：302百万円 [22年度予算額：200百万円]</p> <p>※関係する主な行政事業レビュー点検結果の概算要求への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示に関する各種パンフレット作成について、数量を削減 <p><機構・定員要求></p> <p>○ JAS法、食品衛生法、健康増進法及び米トレサビリティ法の執行体制の強化並びに食品表示一元化法の制定を図るため、平成23年度機構・定員要求において増員を要求 (機構要求：上席食品表示調査官(企画官クラス)の設置) (定員要求：企画官クラス1名、課長補佐クラス4名、係長クラス5名、一般職員6名)</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○ インターネット上の虚偽・誇大広告に対する監視頻度を増加</p> <p>○ JAS法に基づく指示・公表の指針の運用を改善(平成22年10月)</p> |